

許可番号 第02700100003号

汚染土壌処理業許可証

住所 和泉市テクノステージ二丁目3番28号

氏名 大栄環境株式会社 代表取締役 金子 文雄

第22条第1項 第27条の2第1項
 第23条第1項 の許可又は第27条の3第1項の承認を受けた者であることを証する。
 第27条の4第1項

【注意】
 本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

和泉市長



許可の年月日	令和2年4月1日				
許可の有効期限	令和7年3月31日				
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	平井第8工区 産業廃棄物管理型最終処分場				
汚染土壌処理施設の設置の場所	和泉市平井町				
	832-1の一部	835-20	835-7	838-3	856の一部
	832-4の一部	837-5	835-17	838-5の一部	859の一部
	838-4の一部	837-20	837-4	839の一部	861-38の一部
	832-2の一部	835-21	837-9	850-1の一部	861-49の一部
	832-3の一部	836	837-10	850-12の一部	861-52の一部
	832-5	837-1	837-11	850-13の一部	861-55の一部
	835-3の一部	837-8	837-13の一部	851-1の一部	872-1の一部
	835-8	837-19	837-15	853-1の一部	872-9の一部
	835-9	837-2の一部	837-16	855-3の一部	860-1の一部
	835-10の一部	837-6	837-17	871-10の一部	873-7
	835-11の一部	837-7	837-18	874-1の一部	873-10
	837-3	837-14の一部	837-21	838-2	875-8
	835-13	835-1の一部	837-22	850-3の一部	
	835-15	835-4の一部	837-23の一部	850-7	
	835-18の一部	835-5の一部	837-24	850-8の一部	
	835-19	835-6	838-1	854-1の一部	
	計 76 筆				

複写

汚染土壌処理施設の 種類	埋立処理施設																																																					
汚染土壌処理施設の 処理能力	埋立面積：125,578 m ² 埋立容量：2,007,547 m ³																																																					
汚染土壌処理施設に おいて処理する汚染 土壌の特定有害物質 による汚染状態	特 定 有 害 物 質：	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>14</td> <td>テトラクロエチレン</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>六価クロム化合物</td> <td>15</td> <td>チウラム</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>シアン</td> <td>16</td> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>シアン化合物</td> <td>17</td> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>チオベンカルブ</td> <td>18</td> <td>トリクロロエチレン</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>四塩化炭素</td> <td>19</td> <td>鉛及びその化合物</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>20</td> <td>砒素及びその化合物</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>21</td> <td>ふっ素及びその化合物</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>22</td> <td>ベンゼン</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>23</td> <td>ほう素及びその化合物</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>ジクロロメタン</td> <td>24</td> <td>ポリ塩化ビフェニル(PCB)</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>水銀及びその化合物</td> <td>25</td> <td>有機りん化合物</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>セレン及びその化合物</td> <td>26</td> <td>クロロエチレン</td> </tr> </table>	1	カドミウム及びその化合物	14	テトラクロエチレン	2	六価クロム化合物	15	チウラム	3	シアン	16	1,1,1-トリクロロエタン	4	シアン化合物	17	1,1,2-トリクロロエタン	5	チオベンカルブ	18	トリクロロエチレン	6	四塩化炭素	19	鉛及びその化合物	7	1,2-ジクロロエタン	20	砒素及びその化合物	8	1,1-ジクロロエチレン	21	ふっ素及びその化合物	9	シス-1,2-ジクロロエチレン	22	ベンゼン	10	1,3-ジクロロプロペン	23	ほう素及びその化合物	11	ジクロロメタン	24	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	12	水銀及びその化合物	25	有機りん化合物	13	セレン及びその化合物	26	クロロエチレン
1	カドミウム及びその化合物	14	テトラクロエチレン																																																			
2	六価クロム化合物	15	チウラム																																																			
3	シアン	16	1,1,1-トリクロロエタン																																																			
4	シアン化合物	17	1,1,2-トリクロロエタン																																																			
5	チオベンカルブ	18	トリクロロエチレン																																																			
6	四塩化炭素	19	鉛及びその化合物																																																			
7	1,2-ジクロロエタン	20	砒素及びその化合物																																																			
8	1,1-ジクロロエチレン	21	ふっ素及びその化合物																																																			
9	シス-1,2-ジクロロエチレン	22	ベンゼン																																																			
10	1,3-ジクロロプロペン	23	ほう素及びその化合物																																																			
11	ジクロロメタン	24	ポリ塩化ビフェニル(PCB)																																																			
12	水銀及びその化合物	25	有機りん化合物																																																			
13	セレン及びその化合物	26	クロロエチレン																																																			
変更の内容																																																						

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。